

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)
規制の名称	原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室 杉本 孝信 電話番号:03-5114-2121 (内線:4333)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	追加の費用及び間接的な影響は特段生じなかった。効果として、原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなった。
(遵守費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、事前評価時と変わらず、原子力事業者において、新たな追加の費用(書類の作成、人員増員)等が発生することはなかった。
(行政費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、地方公共団体において、新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。また、国の関与はないことから、事前評価時と変わらず、国においても新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。したがって、新たな追加費用等が発生することはなかった。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子力災害対策特別措置法(平成10年法律第156号)第7条第2項及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号。以下「原災令」という。)第2条の2では、原子力事業者に原子力事業者防災業務計画を作成・修正しようとする場合に、所在都道府県知事、所在市町村長、隣接市町村を包括する都道府県知事に加えて、原子力事業所の周囲30km区域内にある都道府県等の知事(関係周辺都道府県知事)への事前協議することを義務づけている。本規制緩和は、原災令第2条第2項を改正し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要としたものである。 本制度に基づき、これまでに岐阜県に対する、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの原子力防災業務計画の協議等を不要とした。 また、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。さらに、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。以上のことから、当該規制の緩和は、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切かつ合理的であると考えられる。
備考	

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 11 年法律第 156 号）

規制の名称：関係周辺都道府県知事の要件の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁長官官房総務課緊急事案対策室

評価実施時期：令和4年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、引き続き、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所についても全ての関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議等を義務付けることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、事前評価時と変わらず、原子力事業者において、新たな追加の費用（書類の作成、人員増員）等が発生することはなかった。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、地方公共団体において、新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはなかった。また、国の関与はないことから、国においても新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはなかった。したがって事前評価時と変わらず、新たな追加費用等が発生することはなかった。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなった。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから新たな追加の費用は発生していないが、具体的な遵守費用は把握していない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の緩和は、原子力事業者防災業務計画の作成等に係る地方公共団体への協議対象等に関し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要としたものである。これにより岐阜県に対する、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの原子力防災業務計画の協議等が不要となった。また、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。また、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。以上のことから、当該規制の緩和は、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切かつ合理的であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 佐藤 暁 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成29年5月17日		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 原子力事業者防災業務計画の作成等に係る地方公共団体への協議対象等に関し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要とすること。</p> <p>【内容】 原令第2条の2に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件(発電用原子炉が設置されている原子力事業所の周囲30kmの区域内にある都道府県であること等。)を改正し、全ての発電用原子炉が廃止措置計画の認可を受ける等している原子力事業所について、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県については、当該要件の適用を除外することとするものである。</p> <p>【必要性】 原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等を原子力事業所に内在する危険性に応じた合理的なものである必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	原子力災害対策特別措置法第7条第2項、原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2	
想定される代替案	想定される代替案として現行のまま協議先を変えないことが考えられるが、IAEA基準においては施設又は行為に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに釣り合う原子力災害対策を取り決めなければならないことが要求されており、今回の見直しは、平成28年3月26日に開催した第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合における、同基準を踏まえ、廃止措置の移行等により原子力災害のリスクが低減している発電用原子炉について原子力災害重点区域の範囲の目安を設定すべきとの検討結果を踏まえたものである。これより、現行のままとすることについては、国際基準を踏まえた考え方と齟齬が生じ、合理性は見出せない。このため、代替案は適切でないと考えられる。		
規制の費用	費用の要素		代替案1の場合
(遵守費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	特になし		
規制の便益	費用の要素		代替案1の場合
(遵守便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(行政便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(その他の社会的便益)	特になし		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切、かつ、合理的であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	<p>今回の見直しは、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおける検討結果を踏まえ、原子力規制委員会において行った原子力災害対策指針の改正を踏まえたものである。</p> <p>(関連事項) ・原子力規制委員会の検討結果 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000192.html) (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000221.html) ・第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/pre_taisaku/00000057.html)</p>		
レビューを行う時期又は条件	新たに知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直すこととする。		
備考			

規制に係る事前評価書

政策の名称 : 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し

担当部局 : 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

原子力災害対策・核物質防護課長 佐藤 暁

電話番号 : 03-5114-2121 e-mail : bousai@nsr.go.jp

評価実施時期 : 平成29年5月17日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)においては、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成等に際し、原災法及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号。以下「原災令」という。)に定める要件に該当する地方公共団体への協議等を義務付けているところ、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要とすること。

(2) 内容及び必要性

①規制の内容

原災令第2条の2に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件(発電用原子炉が設定されている原子力事業所の周囲30kmの区域内にある都道府県であること等。)を改正し、全ての発電用原子炉が廃止措置計画認可を受ける等している原子力事業所については、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県については、当該要件の適用を除外することとする。

②規制の必要性

廃止措置の進展等により運転中と比べ内在する危険性が十分低減し原子力災害が広域にわたり発生するおそれはないと考えられる原子力事業所については、関係周辺都道府県知事の要件を見直すことにより、原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等を原子力事業所に内在する危険性に応じた合理的なものとする必要がある。

③関連条項

原子力災害対策特別措置法第7条第2項

原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

①遵守費用

今回の見直しにより、原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから、原子力事業者に

において、新たな追加の費用（書類の作成、人員増員）等が発生することはない。

②行政費用

今回の見直しにより、原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから、地方公共団体において、新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはない。

また、国の関与はないことから、国においても新たな追加の費用（確認要員の増員）等が発生することはない。

③その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

①遵守便益

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。

②行政便益

原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。

③その他の社会的便益

特になし。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切、かつ、合理的であると考えられる。

4. 想定される代替案

想定される代替案として現行のまま協議先を変えないことが考えられるが、IAEA基準においては施設又は行為に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに釣り合う原子力災害対策を取り決めなければならないことが要求されており、今回の見直しは、平成28年3月26日に開催した第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合における、同基準を踏まえ、廃止措置の移行等により原子力災害のリスクが低減している発電用原子炉について原子力災害重点区域の範囲の目安を設定すべきとの検討結果を踏まえたものである。これより、現行のままとすることについては、国際基準を踏まえた考え方と齟齬が生じ、合理性は見出せない。このため、代替案は適切でないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

今回の見直しは、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおける検討結果を踏まえ、原子力規制委員会において行った原子力災害対策指針の改正を踏まえたものである。

(関連事項)

- ・原子力規制委員会の検討結果

(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000192.html>)

(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000221.html>)

- ・第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム

(http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/pre_taisaku/00000057.html)

6. レビューを行う時期又は条件

新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。